

豊橋競輪ホームページ広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊橋市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）及び豊橋市広告掲載基準（以下「基準」という。）に基づき、豊橋競輪が公開・管理するホームページ（以下「豊橋競輪ホームページ」という。）のトップページの広告掲載に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において「バナー広告」とは、豊橋競輪ホームページに表示する広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第3条 豊橋競輪ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(広告掲載の募集)

第4条 豊橋市産業部長（以下「部長」という。）は、広告の募集を要綱及び基準により行うものとする。

2 募集は、広告枠を新たに設置したとき又は部長が必要と認めたときに行うことができるものとする。

3 部長は、募集を行うにあたって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

(広告の規格等)

第5条 豊橋競輪ホームページに掲載する広告の規格は、次のとおりとする。

(1) 大きさは、縦 60 ピクセル、横 234 ピクセルであること。

(2) 形式は、J P E G形式又はG I F形式とする。

(3) データ容量は、10 キロバイト以下であること。

2 次の表記、構造は禁止する。

(1) 動画、アニメーション、透過、静止画像の切替え（反転表示）。

(2) 豊橋競輪ホームページのコンテンツの一部として錯誤しやすいデザイン。

(3) 広告主、商品、サービスのいずれかを現す文字情報が全くないもの又は確認・

判別が困難なもの。

(広告の範囲等)

第6条 広告主、掲載する広告の内容等については、要綱及び基準に基づくものとする。

2 応募数が募集数を超える場合は、別表1に掲げる順位により掲載するものとする

(広告の掲載期間等)

第7条 広告の掲載期間は1か月単位とし、具体的な掲載期間及び掲載位置は、募集要項で定める。

2 広告掲載期間において、豊橋競輪の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じたときは、その閉鎖時間を24時間で除して得た日数(1日未満の端数は切り捨てる。)に相当する期間、掲載期間を延長する。(ただし、大規模災害時を除く。)

(広告掲載の申込み)

第8条 広告掲載を希望する者(以下「広告掲載希望者」という。)は、豊橋競輪ホームページバナー広告掲載申込書(様式1)及び審査に必要な書類を添付して、産業部競輪事務所(以下「競輪事務所」)に提出しなければならない。

(広告原稿の作成等)

第9条 広告原稿は、第5条第1項及び第2項を満たすものとし、広告掲載希望者の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載の審査及び決定)

第10条 部長は、第8条の規定による申込みがあったときは、要綱、基準及び本要領に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 部長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容、条件等について広告掲載希望者に対し、豊橋競輪ホームページバナー広告掲載決定通知書(様式2)により通知するものとする。

(広告掲載料)

第11条 豊橋競輪ホームページへの広告掲載料は別表2に定める。

2 広告掲載決定通知書を受けた者(以下「広告主」という。)は、競輪事務所が指定する期日までに広告掲載料を一括して前納するものとする。

(広告内容等の変更)

第12条 部長は、掲載が決定された広告においても、広告内容、デザイン及びリンク

先のウェブページの内容等が、次に掲げる事項に該当する場合は、広告掲載を一時中止し、広告主に対して広告内容等の変更を求めることができる。

- (1) 各種法令等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
 - (2) 要綱、基準及び本要領などに抵触していると判断したとき。
 - (3) 部長が、豊橋競輪ホームページへの掲載が適切でないと判断したとき。
- (広告掲載の取消し)

第13条 部長は、次の各号に該当するときは、広告主へ催告することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 前条の規定による変更に応じないとき。
 - (2) 指定する期日までに広告掲載料を納付しないとき。
- (広告原稿等の変更)

第14条 次の各号のいずれかに該当するときは、広告主は豊橋競輪ホームページバナー広告掲載変更申出書(様式3)により、変更を希望する日の10日前までに競輪事務所に届け出なければならない。ただし、部長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 広告を差し替えるとき。
- (2) リンク先のURLを変更するとき。
- (3) リンク先のウェブページに障害等が発生したとき。
- (4) 全各号に規定するもののほか、豊橋競輪ホームページバナー広告掲載申込書又は、添付文書の記載内容に変更があったとき。

2 部長は、前項の規定により広告原稿等の掲載変更について決定したときは、豊橋競輪ホームページバナー広告掲載変更決定通知書(様式4)により広告主に通知するものとする。

(広告掲載の取り止め)

第15条 広告主の都合により、広告掲載を取り止めるときは、豊橋競輪ホームページバナー広告掲載取止め届出書(様式5)を広告主から受理して行う。豊橋競輪ホームページバナー広告掲載取止め届出書(様式5)は広告掲載の取り止めを希望する日の10日前までに競輪事務所に届け出なければならない。

2 前項の規定により広告の掲載を取り止めた場合は、広告主から納付された広告掲載

料は返還しない。

(広告掲載料の還付)

第 16 条 広告掲載料は、還付（返還）しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告の掲載ができなくなったときはこの限りではない。

2 前項ただし書きの規定により還付（返還）する広告掲載料は、掲載を取り消した日の属する月の翌月以降の納付済み月額総額の総額とする。

3 前項の規定により還付（返還）する広告掲載料には、利子を付さない。

4 広告掲載料の還付（返還）を受けようとするものは、豊橋競輪ホームページバナー
広告掲載料還付（返還）請求書（様式 6）を競輪事務所に提出しなければならない。

(広告主の責任等)

第 17 条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(損害賠償請求)

第 18 条 要綱、基準及び本要領などに抵触した広告掲載内容により、競輪事務所の信用を失墜させ、競輪事務所に損害が発生した場合は、部長は広告主に対し、損害賠償請求を行うことができる。

(その他)

第 19 条 この要領に定めるもののほか、豊橋競輪ホームページへの広告掲載について必要な事項は、部長が定める。

附 則

この要領は、平成 23 年 11 月 16 日から施行する。

別表1（第6条関係）

第1順位	出資法人、指定管理者、公社、公団、公益法人及びこれに類するもの
第2順位	公益事業（※）を行う私企業で、本社、支店、営業所、店舗等を有する事業者又は商店街・専門店街等の連合体
第3順位	第2順位に規定するもの以外の私企業又は自営業者で市内に事業所を有するもの
第4順位	上記以外の事業者

（※）公益事業とは、公益事業学会規約における定義「市民生活に日常不可欠な用益（サービス）を提供する一連の事業」とする。

（例示）電気、ガス、鉄道、軌道、郵便、電信電話、放送等の事業

別表2（第11条関係）

ホームページ名	1か月当たりの広告掲載料
豊橋競輪ホームページ	5,000円

※ 消費税及び地方消費税を含む。